

平成16年度概算要求 主要事項の説明

平成15年8月

文部科学省高等教育局

目 次

I 個性輝く大学づくりの推進 －国公立大学を通じた大学教育改革の支援－

1. 特色ある大学教育改革の支援 1
2. 法科大学院等専門職大学院の形成支援 4
3. 21世紀COEプログラム 5

II 「国立大学法人」等の整備・充実 6

III 奨学金事業の充実 7

IV 留学生交流の推進 8

- (参考)
- 法科大学院への財政支援について 9

I 個性輝く大学づくりの推進
－国公立大学を通じた大学教育改革の支援－

1 特色ある大学教育改革の支援

(前年度予算額 80,198千円)
要 求 額 21,480,000千円

[要求要旨]

競争的環境の中で個性輝く大学づくりや国際競争力の強化が求められる中、大学における教育の質の充実や世界で活躍し得る人材の養成のため、大学教育改革への種々の取組に対して、特色ある優れたものを選定し、国公立を通じた財政支援を行うことにより、高等教育の更なる活性化を図る。

[要求の内容]

(前年度予算額 80,198千円)

(1) 特色ある大学教育等支援プログラム 要 求 額 12,845,000千円

大学における教育の質の充実のため、大学教育改革への種々の取組の中で特色ある優れたものについて支援を行う。

① 特色ある大学教育支援プログラム

平成15年度から実施している「特色ある大学教育支援プログラム」を国公立大学を通じた補助金事業として発展させ、本プログラム独自の経費措置（教材開発、教育補助スタッフの充実、設備整備）による財政支援を行うことができるよう、大幅な拡充を行う。

○選定された大学等に対しては、特色ある優れた取組の発展のための継続的な財政支援。

○また、選定された取組については、事例集に取りまとめ、さらには、全国数ヶ所で開催されるフォーラムで研究素材にとりあげるなどにより、広く社会に情報提供。

○特色ある優れた取組については、15年度から5年計画（予定）で募集中。

② 現代的な教育ニーズ取組支援プログラム

現代的な教育ニーズに関するテーマを設定し、これらに対応した取組を行っている大学のうち、特に優れた教育を行っているものを選定し、重点的に支援することを通じて、優れた人材の養成を行える教育環境の整備を行い、さらには他大学に対して先導的な役割を果たす拠点の形成を図る。

○平成16年度は、「知的財産に関する学部教育支援プログラム」、「「仕事で英語が使える日本人の育成」支援プログラム」の2つのテーマを設定。

(テーマは、社会的な状況や教育ニーズを踏まえ、毎年度検討する。)

(2) 社会・地域・大学間の連携強化

要 求 額 7,515,000千円

各大学における、産業界、地方自治体との連携による産学連携教育、地域貢献事業の推進や、大学間の多様な連携への取組に資するよう支援事業を実施する。

① 産学連携教育推進事業

(ア) 産学連携教育プログラム開発事業

大学等と産業界の共同による、社会の要請に適切に対応した実践的な教育プログラムの開発や普及等の積極的な取組に対し重点的に支援し、技術革新や新産業の創出をもたらす高い能力と創造性を有した人材育成を推進するとともに、雇用のミスマッチの解消に資する。

○産業界における要請の高い科学技術分野における、大学院・学部等の先駆的・実践的な教育プログラムの開発・普及。

○職業人が最新技術や知識を修得し、自らをブラッシュアップさせていくための社会人ブラッシュアップ教育プログラムの開発・普及。

(イ) 実務能力養成インターンシップ導入支援事業

先導的かつ効果的なインターンシップを実施しようとする大学等の取組に対し、重点的に支援を行うことにより、産学連携機能強化による教育内容の改善・充実や若年者の離転職者の増加傾向の改善を図る。

○大学等が学生の職業意識を段階的に高めるため、学習の進度に応じて入学時から継続的に、かつ、1回当たりの期間を長期化して行うインターンシップについて教育課程に明確に位置付けた系統的なプログラム策定の支援。

② 地域貢献特別支援事業

大学が地域の歴史・文化・経済と結びついた特色ある教育研究を展開し、地域の発展に貢献するという大学の使命の一つである社会貢献を一層促進するため、自治体、産業界及び大学が一体となって取り組む事業に際する各大学の特に優れた取組を重点的に支援する。

○自治体の地域振興・活性化プラン等において、大学の人的・物的資源の活用が真に必要と位置付けられる事業で、かつ、大学にとっても、これらに対する協力・支援を通じて、地域社会へのこれまでの成果の還元や今後の教育研究の活性化が見込まれる事業の支援。

③ 大学間連携等支援事業

大学における教育研究基盤の充実・強化を図るため、従来の各大学の枠にとらわれず、大学間の再編・統合や多様な連携により、きめ細かな教養教育等を実施し、また、教育研究機能を地域に還元するシステム構築等の取組に対する支援事業を実施する。

○キャンパスが離れていても学生に対して多様なカリキュラムを提供し、きめ細かな教養教育等を実施できる体制の構築。

○図書館システムの再構築により、教育研究支援機能や地域に開かれた図書館としての機能の充実。

(3) ITを活用した教育研究支援事業

要 求 額 1,120,000千円

創造的かつ活力ある発展を可能とする高度情報通信技術を活用し、大学教育の高度化、国際化に資するよう支援事業を実施する。

・ e-Learning実践モデル事業

ITを活用した遠隔教育（e-Learning）に取り組む大学のうち、先導的かつ効果的な取組を「e-Learning実践モデル」として選定し、重点的に支援することにより、他大学に対して先導的な役割を果たすとともに、大学教育の高度化、国際化に有効な遠隔教育（e-Learning）の推進を図る。

○具体的事業計画を策定している大学、あるいは、既存事業の発展的拡大を計画する大学を対象に、正規授業としてe-Learningを実施する事業を重点的に支援。

○選定された大学に対しては3年間継続して支援し、その成果はe-Learning実践事例としてまとめ、広く社会に情報提供。

2. 法科大学院等専門職大学院の形成支援

(新 規)

平成16年度要求額 7,765,000千円

[要 旨]

21世紀の司法を担う法曹の養成の質的向上及び量的拡大を目指し、新たな法曹養成制度の中核的機関として、国公私を通じて設置される法科大学院について、その教育内容・方法の開発・充実等を図り、社会の各分野はもとより国際的にも活躍でき、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成を推進する。

また、社会のニーズを踏まえて設置される、経営管理、技術経営(MOT)、会計、知的財産などの各種の専門職大学院の形成においても、その教育内容の充実を図り、社会の各分野において指導的な役割を担いうる高度専門職業人の養成を推進する。

[事業内容]

法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等に取り組むプロジェクトを選定し、国公私を通じた競争的環境の中で、重点的な財政支援を行う。

○採択予定件数 法科大学院 約85プロジェクト
ビジネススクール等専門職大学院 約25プロジェクト

○プロジェクトの内容の例

◇理論＝実務架橋型の教育のための教育内容・方法の開発・充実

理論と実務を架橋した実践的教育の確立のためのプロジェクトを支援。

(例) ・知的財産や国際渉外などの実践的・先端的カリキュラム開発

- ・実務家との協働による教育の質の不断の向上を図るための組織的研修の実施
- ・少人数教育、TAの活用など、きめ細かな指導体制の充実

◇社会人の履修への配慮や地域に根差した法曹の養成

社会人の学習ニーズに対応し、また、地域社会と密着した法曹の養成を図るため、夜間・土日における授業開設やサテライト教室の設置、また、地元弁護士会との連携、地域の法科大学院における連携協力などの取組を支援。

◇国際交流の推進

国際的視野・能力の涵養のため、海外のプロフェッショナルスクールとの教員・学生間の交流、共同により教育プロジェクト等の実施等の支援。

◇判例・文献等のデータシステム整備や高度なメディアの活用

学生の学習支援や社会人の履修への配慮のため、判例・文献等のデータシステム整備、学生に対する履修指導、同時双方向性を確保した遠隔教育の実施など、高度なメディアを活用して行う種々の取組を支援。

3. 21世紀COEプログラム

(前年度予算額 33,383,338千円)
平成16年度要求額 41,746,378千円

[趣旨]

第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、学問分野別に、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。

[概要]

○主として研究上のポテンシャルの高い大学の研究教育拠点に対し、高度な人材育成機能も加味した、重点的支援を実施。

○各大学の個性や特色に応じ、各学問分野の世界的な拠点が形成されるとともに、各大学が全学的視野に立って戦略的な研究教育体制の構築に取り組むなど、大学全体の活性化につながることも期待。

・対象

大学院（博士課程）レベルの専攻等を対象（複数の専攻等の組み合わせや附置研究所等にも配慮）。

・申請

学長を中心としたマネジメント体制の下、どの専攻等を如何にして世界的な研究教育拠点に育成するかという大学としての戦略に基づき、学長から申請。

・審査

文部科学省外で、日本学術振興会を中心に運営される「21世紀COEプログラム委員会」（専門家・有識者等で構成）において、研究教育活動実績や当該大学の将来構想を中心に、公平・公正な第三者評価を実施。

・審査の視点

①研究教育活動実績や将来性、②拠点形成計画の内容、③大学としての将来構想等を基に、ポテンシャルの高さについて評価。

・年次計画等

1件当たり年間1～5億円程度を原則として5年間継続的に交付。事業開始2年経過後に中間評価、期間終了時に事後評価を実施。

[平成16年度の計画]

○既に採択した拠点への事業費の交付（継続分）

○対象を厳選して新規公募を実施

○平成14年度採択拠点に対する中間評価を実施

[実績]

14年度 公募対象	【生命科学】，【化学、材料科学】， 【情報、電気、電子】，【人文科学】， 【学際、複合、新領域】	(実績) 〔・申請163大学464件〕 〔・採択 50大学113件〕
15年度 公募対象	【医学系】，【数学、物理学、地球科学】， 【機械、土木、建築、その他工学】， 【社会科学】，【学際、複合、新領域】	(実績) 〔・申請225大学611件〕 〔・採択 56大学133件〕

Ⅱ 「国立大学法人」等の整備・充実

要 求 額 1, 271, 022, 338千円

[要求要旨]

国立大学等は、我が国の学術研究と研究者養成の中核を担うとともに、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支えるなど、重要な役割を果たしてきている。

国立大学等の法人化は、国立大学等がより大きな自主性・自律性と自己責任の下で、教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに取り組むことを目的とするものである。

したがって、このような重要な役割を引き続き担う国立大学等の法人化に当たっては、国立大学法人にスムーズに移行することができるよう、所要の運営費交付金を措置するとともに、我が国における高等教育・学術研究を着実に推進するため、法科大学院等専門職大学院等の整備・充実を図る。

[主な施策]

◆法科大学院の新設（20大学）

北海道大学、東北大学、千葉大学、東京大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、島根大学、岡山大学、広島大学、香川大学（愛媛大学との連合）、九州大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学

※既設研究科及び学部の入学生定員減を含む組織見直しによる新たな専門職学位課程の設置

◆専門職大学院の新設（4大学）

小樽商科大学、東北大学、東京大学、香川大学

※既設研究科及び学部の入学生定員減を含む組織見直しによる新たな専門職学位課程の設置

◆研究科等の新設（6大学）

北海道大学、東京農工大学、新潟大学、徳島大学、高知大学、総合研究大学院大学

※高知大学を除き、いずれも既設研究科・専攻の改組により設置

◆学部の新設（2大学）

鳥取大学（教育地域科学部の改組）、岐阜大学（農学部の改組）

など

[その他]

○法人化に伴う具体的な変更点

従来の国立学校特別会計制度に代わり、一般会計予算において各国立大学法人毎及び国立高等専門学校機構の事務事業に必要な経費を「運営費交付金」により措置。

(参考)

◆国立大学学生納付金【授業料標準額】

大学学部・大学院：年額520,800円(平成15年度と同額)

法科大学院：年額780,000円(新設)

【入学料、検定料標準額】：平成15年度と同額

◆各国立大学法人において授業料等の設定が可能な範囲

：標準額の110%を上限

Ⅲ 奨学金事業の充実

(前年度予算額 105,437,072千円)
 要 求 額 126,513,266千円

〔 (前年度財政融資資金額 283,600,000千円
 [財投機関債 56,000,000千円含む])
 要 求 額 383,200,000千円
 [財投機関債 71,000,000千円含む]) 〕

[要求要旨]

意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、奨学金の必要性は益々高まっており、奨学金事業の充実を図ることが必要。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）においても「奨学金の充実」について提言されており、希望者の増等に対応した貸与人員の増員を図るとともに、社会や学生のニーズを踏まえつつ、奨学金事業全体として充実を図る。

[要求の内容]

(1) 貸与人員の増員（新規施策含む）

無利子奨学金	42万6千人	→	44万0千人	(1万4千人増)
有利子奨学金	44万0千人	→	52万7千人	(8万7千人増)
合 計	86万6千人	→	96万7千人	(10万1千人増)

〔 (事業費)
 無利子奨学金 2,385億円 → 2,521億円 (136億円増)
 有利子奨学金 3,405億円 → 4,321億円 (916億円増)
 合 計 5,790億円 → 6,842億円 (1,052億円増) 〕

・緊急採用奨学金（無利子）の充実 事業費 31億円→40億円（9億円増）

(2) 法科大学院の創設に対応した奨学金の充実（新規）

・無利子奨学金	貸与人員	2,400人	事業費	25億円
・有利子奨学金	貸与人員	2,400人（無利子との併用貸与1,400人分を確保）	事業費	60億円
	貸与月額	4万円、7万円の増額貸与を新設（現行5,8,10,13万円 → 5,8,10,13,17,20万円から選択）		

(3) 入学時の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）の充実

・貸与人員 2万5千人 → 5万人（2万5千人増）
 ・申請要件の改善及び無利子貸与者も申請可能

(4) 奨学金貸与制度（有利子）による海外留学の支援（新規）

・貸与人員 1,000人 事業費 12億円
 ・貸与月額（国内と同じ） 学部等（3,5,8,10万円から選択）、大学院（5,8,10,13万円から選択）

IV 留学生交流の推進

(前年度予算額 55,622,811千円)
要 求 額 58,479,311千円

[要求要旨]

我が国の大学の国際化の推進と国際競争力の強化、国際貢献の重要な柱である留学生交流の推進のため、質的充実に留意しつつ、留学生相互交流(受入・派遣)の推進、私費留学生等への援助、国費留学生受入れの計画的整備及び留学生に対する教育・研究指導の充実等を図り、「留学生受入れ10万人計画」後の新たな留学生交流政策の推進を図る。

[要求の内容]

留学生等の受入れ・派遣に対する支援増 (1,563人増)		
○日本人学生の派遣拡大		
長期留学生派遣制度 (新規)	100人増	}
短期留学推進制度	300人増	
先導的留学生交流支援	30人増	
○外国人留学生等への支援充実		
学習奨励費の支給	600人増	}
国費留学生受入れ	533人増	
		1,133人増

(前年度予算額 2,807,721千円)
要 求 額 3,376,168千円

- (1) 留学生相互交流(受入・派遣)の推進
- ①長期留学推進制度 (新規)
- ・内 容 国際社会への貢献、国際競争力の強化等に資する最先端分野等の優秀な人材を育成するため、学位取得・研究を目的とした長期留学生派遣制度の創設。
 - ・派 遣 100人
- ②短期留学推進制度
- ・受 入 1,950人 (前年度同)
 - ・派 遣 585人 → 885人 (300人増)
- ③先導的留学生交流プログラム支援制度
- ・派 遣 30人 (1コンソーシアム) × 2プロジェクト → 3プロジェクト

(前年度予算額 11,024,826千円)
要 求 額 12,071,209千円

- (2) 私費留学生等への援助
- ①学習奨励費
- ・留 学 生 11,000人 → 11,550人 (550人増)
 - ・就 学 生 250人 → 300人 (50人増)
- ②授業料減免学校法人援助

(前年度予算額 26,745,719千円)
要 求 額 27,624,103千円

- (3) 国費留学生受入れの計画的整備
- ・新 規 5,285人 → 5,535人 (250人増)
 - ・継 続 6,738人 → 7,021人 (283人増)

(前年度予算額 15,044,545千円)
要 求 額 15,407,831千円

- (4) 留学生に対する教育・研究指導の充実等
- ・海外留学情報拠点の整備
 - ・日本留学試験の実施拡大
 - ・国立大学等における教育指導体制の整備
 - ・私立大学等経常費補助金 (特別補助)

法科大学院への財政支援について（平成16年度概算要求）

① 私学助成

法科大学院支援経費（私立大学等経常費補助金）
16年度要求額 50億円（新規）

私立法科大学院の授業料引下げ
（108万円程度（国立大学を30万円上回る程度）まで）分を含めた経常費補助

〔 国立法科大学院における授業料標準額（案） 78万円
（ 国立大学の授業料標準額（案） 52万800円 ） 〕

② 学生個人に対する経済支援

日本学生支援機構の奨学金事業（16年度案）
【法科大学院分】 貸与人員 4,800人 事業費総額 85億円
（無利子25億円、有利子60億円）

新たに最大貸与月額20万円（年間240万円）までを設定（有利子奨学金）
〔 現行上限月額13万円への増額貸与月額4万円、7万円を新設
（現行）月額5, 8, 10, 13万円 ⇒ 5, 8, 10, 13, 17, 20万円 〕

学生数に対する貸与率80%を確保

③ 国公私を通じた法科大学院の形成支援

法科大学院等形成支援経費 16年度要求額 78億円（新規）

教育内容・方法の充実や特色ある取組を行う
法科大学院に対する国公私を通じたプロジェクト支援

（参考）

法科大学院支援については、司法制度改革推進本部等との連携を図りながら取組む。
なお、法務省においては、以下のような取組みを実施予定。

- ・法科大学院への実務家教員の派遣
- ・法科大学院において利用可能な教材の作成 等